

○がんばれ観音寺応援隊登録要綱

平成24年7月3日告示第131号

改正

平成25年12月19日告示第160号

平成31年3月22日告示第42号

がんばれ観音寺応援隊登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市の魅力ある地域情報等を自発的に発信しようとする者を登録し、本市のイメージや認知度を高めるために設置する、がんばれ観音寺応援隊について、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 がんばれ観音寺応援隊の隊員(以下「応援隊員」という。)として登録できる者は、観音寺市の魅力や地域情報等をあらゆる機会に発信する者で、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 本市に愛着を持ち、本市のイメージや認知度を高める活動に積極的であること。
- (2) 満18歳以上であること。

(活動内容)

第3条 応援隊員は、がんばれ観音寺応援隊に属し、次に掲げる活動を行う。

- (1) 観音寺市の歴史、文化、自然環境、食、その他の魅力ある地域情報等の発信及び宣伝活動に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める活動

(報酬等)

第4条 応援隊員に対する報酬は支給しない。ただし、市長は前条の活動を支援するため次に掲げるものを応援隊員へ提供することができる。

- (1) がんばれ観音寺応援隊員の名刺

(2) 観光情報パンフレット、ポスター等

(3) その他市長が必要と認めるもの

(登録申込)

第5条 応援隊員に登録しようとする者は、がんばれ観音寺応援隊登録申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人であることが確認できる書類(運転免許証等の写し)

(2) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第6条 市長は、申込書が提出されたときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、申込者にがんばれ観音寺応援隊登録証(様式第2号)を交付する。

(登録期間)

第7条 応援隊員の登録期間は、登録の翌年度の3月31日までとする。ただし、応援隊員からの退任の申出がない場合は、2年を単位として更新する。

(登録の取消)

第8条 市長は、応援隊員が次の各号に該当する場合は、当該登録を取り消すものとする。

(1) がんばれ観音寺応援隊登録取消申請書(様式第3号)の提出を受けたとき。

(2) 第2条に規定する登録要件に該当しないとき。

(3) 本市の名誉を毀損し、又はがんばれ観音寺応援隊の目的に反した行為があったとき。

(4) 第6条による登録を受けた者が提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(5) その他市長が登録の取消しが必要と認めるとき。

(責任)

第9条 応援隊員は、その地位を営利目的で使用してはならない。これに反して営利活動を行い、又は応援隊員が第3条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に

損害等を与えた場合は、当該応援隊員が全ての責任を負うこととし、観音寺市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から施行する。

附 則（平成25年12月19日告示第160号）

この要綱は、平成25年12月19日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第42号）

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。